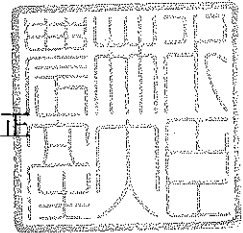


25 消安第 5352 号
環水大士発第 1402261 号
平成 26 年 2 月 26 日

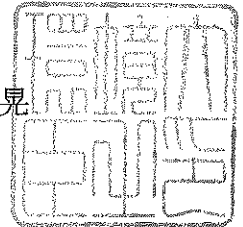
農業資材審議会

会長 芋生 憲司 殿

農林水産大臣 林 芳正



環境大臣 石原 伸晃



特定農薬の指定に関する諮問について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

農薬取締法第 2 条第 1 項の規定により、「エチレン」及び「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）」を特定農薬として指定すること